

## 生駒市規則第7号

生駒市児童福祉事務補助執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市児童福祉事務補助執行規則の一部を改正する規則

生駒市児童福祉事務補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 生駒市教育委員会に対する補助執行規則

第2条中「の事務局」を削り、同条中第31号を第33号とし、第18号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「私立幼稚園就園奨励費その他」を削り、同号を同条第19号とし、同条第1号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (2) 総合教育会議に関すること。

第2条に次の1号を加える。

- (34) 市史編さんに関すること。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。